

障害者総合支援法

# 障害福祉サービス (訪問系サービス) 概要

那賀圏域  
(紀の川市、岩出市)

# 1 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

なお，入院・入所した場合は利用できません。

## (1) 身体介護のサービス内容（以下、例示）

排泄介助	トイレ利用	トイレまでの安全確認→声かけ・説明→トイレへの移動（見守りを含む）→脱衣→排便・排尿→後始末→着衣→利用者の清潔介助→居室への移動→ヘルパー自身の清潔動作
	ポータブルトイレ利用	安全確認→声かけ・説明→環境整備（防水シートを敷く、衝立を立てる、ポータブルトイレを適切な位置に置くなど）→立位をとり脱衣（失禁の確認）→ポータブルトイレへの移乗→排便・排尿→後始末→立位をとり着衣→利用者の清潔介助→元の場所に戻り、安楽な姿勢の確保→ポータブルトイレの後始末→ヘルパー自身の清潔動作
	おむつ交換	声かけ・説明→物品準備（湯・タオル・ティッシュペーパー等）→新しいおむつの準備→脱衣（おむつを開く→尿パットをとる）→陰部・臀部洗浄（皮膚の状態などの観察、パッティング、乾燥）→おむつの装着→おむつの具合の確認→着衣→汚れたおむつの後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作 必要に応じ、水分補給やおむつから漏れて汚れたりネン等の交換
食事介助	声かけ・説明（覚醒確認）→安全確認（誤飲兆候の観察）→ヘルパー自身の清潔動作→準備（利用者の手洗い、排泄、エプロン・タオル・おしぼりなどの物品準備）→食事場所の環境整備→食事姿勢の確保（ベッド上での座位保持を含む）→配膳→メニュー・材料の説明→接触介助（おかずを刻む・つぶす、吸い口で水分を補給するなどを含む）→服薬介助→安楽な姿勢の確保→気分の確認→食べこぼしの処理→後始末（エプロン・タオル等、下膳、残滓の処理、食器洗い）→ヘルパー自身の清潔動作	
入浴・清拭・身体整容等	清拭	（全身清拭）ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオル・着替えなど）→声かけ・説明→顔・首の清拭→上半身脱衣→上半身の皮膚等の観察→上肢の清拭→胸・腹の清拭→背の清拭→上半身着衣→下半身脱衣→下半身の皮膚等の観察→下肢の清拭→陰部・臀部の清拭→下半身着衣→身体状況の点検・確認→水分補給→使用物品の後始末→汚れた衣服の処理→ヘルパー自身の清潔動作
	部分浴	（手浴及び足浴）ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオルなど）→声かけ・説明→適切な体位の確保→脱衣→皮膚等の観察→手浴・足浴→体を拭く・乾かす→着衣→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作
	洗髪	ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオルなど）→声かけ・説明→適切な体位の確保→洗髪→髪を拭く・乾かす→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

全身浴	安全確認（浴室での安全）→声かけ・説明→浴槽の清掃→湯はり→物品準備（タオル・着替えなど）→ヘルパー自身の身支度→排泄の確認→脱衣室の温度確認→脱衣→皮膚等の観察→浴室への移動→湯温の確認→入湯→洗体・すすぎ→洗髪・すすぎ→入湯→体を拭く→着衣→身体状況の点検・確認→髪乾燥、整髪→浴室から居室への移動→水分補給→汚れた衣服の処理→浴槽の簡単な後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の身支度、清潔動作
	洗面所までの安全確認→声かけ・説明→洗面所への移動→座位確保→物品準備（歯ブラシ、歯磨き粉、ガーゼなど）→洗面用具準備→洗面（タオルで顔を拭く、歯磨き見守り・介助、うがい見守り・介助）→居室への移動（見守りを含む）→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作
	（日常的な行為としての身体整容）声かけ・説明→鏡台等への移動（見守りを含む）→座位確保→物品の準備→整容（手足の爪きり、耳そうじ、髭の手入れ、髪の手入れ、簡単な化粧）→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作
	声かけ・説明→着替える衣類の準備→上半身脱衣→上半身着衣→下半身脱衣→下半身着衣→靴下を脱がせる→靴下を履かせる→スリッパや靴を履かせる→着替えた衣類を洗濯物置き場に運ぶ
移乗・移動介助	車いすの準備→声かけ・説明→ブレーキ・タイヤ等の確認→ベッドサイドで端座位の保持→立位→車いすに座らせる→座位の確保（後ろにひく、ずれを防ぐためあて物をするなど）→フットレストを下げて片方ずつ足を乗せる→気分の確認 その他の補装具（歩行器、杖）の準備→声かけ・説明→移乗→気分の確認
	安全移動のための通路の確保（廊下・居室内等）→声かけ・説明→移動（車いすを押す、歩行器に手をかける、手を引くなど）→気分の確認 移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように見守る）
起床・就寝介助	声かけ・説明（覚醒確認）→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッドサイドでの起きあがり→ベッドからの移動（両手を引いて介助）→気分の確認 ※必要に応じ、布団の片付け
	声かけ・説明→準備（シーツのしわを伸ばし食べかすやほこりをはらう、布団やベッド上のものを片づける等）→ベッドへの移動（両手を引いて介助）→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッド上での仰臥位又は側臥位の確保→リネンの快適さの確認（掛け物を気温によって調整する等）→気分の確認

以下についても身体介護として取り扱います。

**【特段の専門的配慮をもって行う調理】**

医師の指示等（主治医意見書、医師の診断書等の書面により適切な判断ができるもの）に基づく適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）の調理。

調理に当たっては、利用者の心身の状況や生活状況等を勘案した上で、熱量、蛋白質量、脂質量等

の食事内容について配慮を行うものであり、例えば、医師の具体的な指示に基づく管理栄養士の管理指導、支援担当者会議で栄養士等の専門職から聴取した意見等に沿った調理を行うもの。

※単に食材を細かくすることやトロミをつけることは家事援助

## (2) 家事援助のサービス内容（以下、例示）

掃 除	・居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、準備・後片付け
洗濯	・洗濯機または手洗いによる洗濯・洗濯物の取入れと収納 ・洗濯物の乾燥（物干し） ・アイロンがけ
ベッドメイク	・利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
衣類の整理 被服の補修	・衣類の整理（夏・冬物等の入替え等） ・被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
一般的な調理 配下膳	・配膳、後片付け、一般的な調理
買物・薬の受取り （ヘルパー単独）	・日用品等の買物（内容の確認、品物・釣銭の確認を含む） ・薬の受取り
育児支援	育児をする親が障害のために十分に子供の世話ができない場合のみ、沐浴や食事介助といった乳幼児（おおむね就学前）の世話が可能。 ・沐浴、授乳、保育園の送迎

## (3) 通院等介助

サービス内容	声かけ・説明→目的地（病院等）に行くための準備→バス等の交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続等
	① 必要に応じて、院内の移動等の介助 ※計画上に記入要 ② 診察室（検査やリハビリ室を含む）内は原則対象外 ③ 帰りに直接自宅に帰らずに買物や余暇的外出等を行う場合は、医療機関等を出たところから移動支援（移動介護）等に切替える
通院等の範囲	①病院等へ通院する場合 ②官公署及び相談支援事業所等において公的手続又は相談する場合 ③②の結果、紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪問する場合
官公署の範囲	国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（大使館、公使館、領事館等）
相談支援事業所等の範囲	指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、 指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療報酬を算定できる医療制度を利用する場合は対象であり、マッサージなど保険診療を伴わないものは、通院等介助ではなく、移動支援等での対応となります。</li> <li>・身体介護を伴う、伴わないでサービス内容の違いはありません。</li> </ul>
------	--

#### (4) 通院等乗降介助

サービス内容	声かけ・説明→目的地（病院等）に行くための準備→ヘルパーが自ら運転する車への乗車介助→運転（算定外）→降車介助→気分の確認→受診等の手続等
通院等の範囲	通院等介助と同じです。
官公署の範囲	通院等介助と同じです。
相談支援事業所等の範囲	通院等介助と同じです。
通院等介助との違い	「乗車時及び乗車前」または「降車時及び降車後」の介助に要する時間が、それぞれ 20 分未満か 20 分以上かかるか、によって異なります。

#### (5) 利用できないサービス

- ① 商品の販売・農作業など生業の援助的な行為
- ② 家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

**【例】**

- ・利用者以外の方の分の調理、来客の応接（お茶食事の手配）、正月・節句等の特別な手間をかけて行う調理 など
- ・利用者以外の方の分の洗濯、被服の補修、布団干し
- ・利用者以外も利用する居室等（居間・台所・浴室・トイレ等の共用部分）の掃除

- ③ ヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

**【例】**

- ・庭の草むしり、花木の水やり、植木の剪定、ペットの世話

- ④ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

**【例】**

- ・障子の張り替え、家具・電気器具等の移動・修繕・模様替え、床のワックスがけ

家屋の補修・ペンキ塗り、大掃除、自家用車の洗車・掃除、引越しの荷造り、  
引越し前に住んでいた住居の掃除

- ⑤ 入院中及び入退院時の利用
- ⑥ その他（留守番、利用者本人の不在時の家事援助 など）

## （6）サービス提供に係る留意点

### ① 買い物の介助

日常生活に必要な買い物の介助（通常利用している生活圏内）を家事援助で行う場合は、ヘルパーによる代行サービスが基本となります。（利用者宅訪問前の買い物代行は可能です）

なお、家事援助で行う場合、利用者本人がヘルパーに同行することは禁止しませんが、利用者本人が同行した場合も家事援助で算定となります。（身体介護では認められません）。

### ② 本人が外出している時間帯のサービス提供

本人不在時のサービス提供はできません。居宅介護等のサービス提供には、本人の安否確認や健康チェック等も含まれると考えることから、本人の在宅時に提供することが必須です。

### ③ 複数の場所でのサービス提供

原則としてできません。主に日常生活を送る場所一か所のみで利用することになります。

### ④ 居所以外の場所でのサービス提供

通院等介助、同行援護、行動援護、重度訪問介護の外出時支援を除き、居所以外の場所でのサービス提供はできません。本人の日常生活を営む場所において、必要なサービスを提供するものです（原則、生活の拠点を1か所と定めるため）。従って、学校や職場等、日中活動の場、友人宅等でのサービス提供はできません。

### ⑤ 散歩の同行

自立支援、日常生活動作向上の観点から行われる散歩の同行については移動支援を利用してください。

### ⑥ 身体介護・家事援助での注意点

#### ア ヘルパーの医療行為について

医師法等の規定により、医療行為は緊急時を除き医師や看護師等の医療職しか行えないため、ホームヘルパーが医療行為を行うことはできません。看護師等の資格を持つ者であってもホームヘルパーとして活動している時は同様の取扱いになります。

なお、医療行為に含まれる可能性が高いものの代表例は次のとおりです。

**【例】** インシュリン注射、褥瘡の処置、浣腸、排便等

※医療行為であるか否かについては、まずは次の参考資料を確認してください。

**【参考】**

「医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（通知）」

（医政発第 0726005 号 平成 17 年 7 月 26 日）

ただし、たんの吸引等については、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できるようになりました。

※たんの吸引等を行うには、登録事業者及び登録従事者であることが必要です。

**【参考】**

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令

（厚生労働省令第 126 号 平成 23 年 10 月 3 日）

## イ 同居家族に対する援助について

同居家族に対する援助はできません。掃除であれば本人の居室のみが範囲となり、洗濯や調理についても本人分のみが対象となります。

ただし、社会通念上、親が子どもに対して行う家事と考えられる部分については、本人分以外も対象となります。

## ウ ヘルパーによる育児支援について

育児をする親が障害のために十分に子供の世話ができない場合、沐浴や授乳、保育園の送迎といった乳幼児（概ね就学前）の世話は、障害者本人の育児支援という観点から認められます。

**【参考】**

障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について

（厚生労働事務連絡 平成 21 年 7 月 10 日）

## エ 金銭管理

金銭、通帳、印鑑、有価証券等の管理や通帳、カード、有価証券等を用いた金銭出入れの代行等の金銭管理はヘルパーの業務に含まれません。居宅介護等によるサービス提供ではなく金融機関等によるサービスの活用等を検討してください。

また、金融機関における口座開設時の代筆行為については、金融機関側での対応が求めら

れるものです(H22年度に、金融庁から金融機関宛に対応を推進する旨の通知が出ています)。

## オ サービス対象外の活動

- ・ リハビリ、マッサージ

専門的知識や技術を要するようリハビリやマッサージは、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」の規定により、有資格者しか行えないため、ホームヘルパーが行うことはできません。

- ・ 散髪

「理容師法」「美容師法」の規定により、有資格者しか行えないため、ホームヘルパーが行うことはできません。

※なお上記について、各資格を持つ者であっても、ホームヘルパーとして活動している時間は同様の取扱いになります。

- ・ 服薬管理

医療行為であるためできません。ただし、利用者本人の指示の下、薬を口元に運ぶ等については身体介護で提供可能です。

- ・ 薬の受取り

ただし、既に処方箋があり、ヘルパーが受取りに行くだけであれば家事援助での利用が可能です。

## ⑦ 通院等介助の注意点

### ア 活動の起点・終点について

通院等介助は居宅介護事業の一つであるため、活動の起点・終点は原則自宅となりますが、行き(帰り)は家族で対応可能なため帰り(行き)のみのニーズがあるような場合については、起点・終点のいずれかが自宅であれば利用可能です。

### イ 身体介護を「伴う」「伴わない」について

「伴う」「伴わない」の判断は障害支援区分及び認定調査項目によって決められますが、「身体介護を伴わない」＝「身体介助を行わない」ということではありません。具体的な身体介助は「伴う」「伴わない」のどちらの場合も発生します。

### ウ ヘルパーの活動範囲

#### 【基本】

居所を出てから医療機関にて受診の手続を行うまでとなり、病院内の移動等の介助は基本的には病院スタッフにより対応されるべきものです。



## 【例外】

必要に応じて院内の移動等の介助も含まれます。院内の介助が必要な方とは待合室での具体的な身体介助が必要な場合となりますので、状態像を確認して計画表に記入してください。

### エ 通院時の食事対応について

通院等介助は、通院時における移動の支援となるため、買物や食事等の通院以外を目的とする利用はできません。ただし、診察が午前から午後を跨る等の場合、院内での食事は通院等介助の延長と考え「通院等介助」での利用を可能とします。(なお、院外での食事は不可。院内に食堂がない場合について、その近隣で食事を取ることは可能。)

### オ 通院の帰りに日常生活上必要な買物をした場合

通院等介助は、通院時における移動の支援となるため、日常生活上必要な買物といった通院以外の目的には利用できません。この場合は、行きは通院等介助とし、病院からの帰りは移動支援の利用となります。

### カ 精神科デイケア・マッサージ

精神科デイケアは診療報酬を算定できる医療制度であるため通院等介助で対応できます。しかし、マッサージのような保険診療を伴わないものは、通院等介助の適用ではなく、移動支援での対応となります。

### ⑧ 障害者施設入所中の利用（夏季・冬季・週末の帰宅期間中）

原則として施設入所中は利用できませんが、帰省中（2泊以上）等、施設入所支援の報酬算定外の日については利用可能です。

### ⑨ 介護保険関連施設入所中の利用（特養・老健・特定施設（有料老人ホーム・ケアハウス等））

利用の可否は、以下の表のとおりです。

施設種別	居宅介護等の利用可否	備考
特別養護老人ホーム	×	
介護老人保健施設	×	
介護療養型医療施設	×	
有料老人ホーム	△	入居者が介護保険の「特定施設入居者生活介護」の給付を受けている場合は利用不可
ケアハウス	△	
認知症高齢者グループホーム	×	

### ⑩ グループホーム入居者

グループホーム入居者に対する介護や家事等は本来施設職員により対応されるべきもの

ですが、以下に該当する場合はヘルパー等の利用が認められています。

※平成27年3月31日までの経過措置により利用ができます。

#### ア 介護サービス包括型での居宅介護利用

① 区分4以上の同行援護、行動援護又は重度訪問介護対象者

・利用できるサービス

「身体介護」、「家事援助」、「重度訪問介護」

② 区分4以上の者で次のア、イを全て満たす者

ア) ホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置づけられている。

イ) ホームでの居宅介護利用について市町村が必要性を認める場合。

・利用できるサービス

「居宅介護（身体介護に限る）」のスポット支援のみ

③ 区分1以上かつ慢性疾患等の障害者で、医師の指示による定期的な通院が個別支援計画に位置づけられている者

・利用できるサービス

「通院等介助」、「通院等乗降介助」を月2回まで。ただし官公署等を除く。

\*①、②は、利用者とグループホーム間での調整のうえで相談・申請となるので、必要時間及びヘルパー派遣の調整状況を確認してください。

\*身体介護のスポット支援は、一時的に次の個別支援が必要となる場合のみ利用可能です。

○排泄・食事介助、清拭・入浴、身体整容、体位変換、移動・移乗介助、起床及び就寝介助等

○利用者の行動を予測しながら危険を回避するための支援

○利用者が適切な行動を選択できるための支援

\*①～③に該当しない者や、③に該当する者で月2回を超える通院が必要な場合については、移動支援を利用して通院することが可能です。

#### イ 外部サービス利用型共同生活援助での受託居宅介護の利用

区分2以上の方で上記ア - ②の要件を満たす場合、居宅介護の身体介護のみ利用可能です。

#### (7) 居宅介護と重度訪問介護の併用

原則、併給できません。重度訪問介護を利用するか、身体介護や家事援助をスポット的に

利用するかいずれかになります。

ただし、重度訪問介護を提供している事業者が利用者の希望する時間帯にサービス提供できないために他事業者が身体介護や家事援助を提供する場合や、同一事業者がサービス提供する場合であっても同一日に両サービスを行わない場合（介護者の状況により、曜日等で必要なサービスが異なる場合等）には、例外として併給が認められます。

そのため、支給決定に際しては、申請前のあっせん・調整の段階で併給が必要になるかの確認が必要になります。

## 2 重度訪問介護

### (1) サービスの内容

重度訪問介護は、身体介護や家事援助、外出支援、見守り等のサービスを包括的に提供するものです。つまり、長時間にわたる活動の中で身体介護や家事援助の具体的なサービスが断続的にある場合、「身体介護」や「家事援助」では必要な時間帯のみを抜き出して支給決定することになりますが、「重度訪問介護」ではその他見守り等が必要な時間も含め支給決定することができます。

ただし、重度訪問介護の見守りとは、長時間にわたる断続的で具体的な身体・家事的援助の中での見守りを指します。したがって、見守りのみでは利用できません。

### (2) 長時間の利用

極端な長時間利用の場合、身体介護や家事援助に属さない安否確認的な「見守り」が利用時間中に含まれていると考えられますので、実際の活動内容を確認したうえで真に必要な時間数で利用は可能です。

なお、介護保険上乘せやグループホームでの利用の場合には、ケアマネジャーやグループホーム職員といった関係者から1日の詳細なタイムスケジュール等の資料を求め、妥当性や必要性を判断するようにしてください。

### (3) 1回あたりの利用時間数が3時間に満たない場合の取扱い

重度訪問介護は1日3時間以上の支給決定を基本とすることとなっていますが、3時間未満の活動でも、その内容が「身体介護」「家事援助」「見守り」と支援内容が包括的な場合は重度訪問介護での利用となります。(請求の最小単位は1時間)

### (4) 利用できる外出内容及び利用が認められない外出内容

同行援護と同じ

### (5) 居宅介護と重度訪問介護の併用

原則、併給できません。

重度訪問介護を利用するか、身体介護や家事援助をスポット的に利用するかいずれかになります。

ただし、重度訪問介護を提供している事業者が利用者の希望する時間帯にサービス提供できないために他事業者が身体介護や家事援助を提供する場合や、同一事業者がサービス提供する場合であっても同一日に両サービスを行わない場合（介護者の状況により、曜日等で必要なサービスが異なる場合等）には、例外として併給が認められます。

そのため、支給決定に際しては、申請前のあっせん・調整の段階で併給が必要になるかの確認が必要になります。

#### (6) 知的障害者・精神障害者への対象者拡大

知的・精神障害による行動障害がある者への重度訪問介護の利用にあたっては、相談支援事業所を中心とした連携体制の下、行動援護事業者等による一定期間のアセスメントや居室内環境調整等を行い、その内容を踏まえたサービス等利用計画が作成されている必要があります。

##### 【利用までの基本的なパターン】

#### ① サービス等利用計画が作成されており、行動援護を利用している場合

- ア 利用者による重度訪問介護の利用希望、または支援関係者による重度訪問介護の必要性の認識（サービス担当者会議の開催等）
- イ 行動援護事業者によるアセスメント（居室内環境整備等）※
- ウ サービス担当者会議における支援方法の共有・連携
- エ サービス等利用計画の変更
- オ 利用計画案を勘案して、重度訪問介護の支給決定を行う。

#### ② サービス等利用計画は作成されているが、行動援護は利用していない場合

- ア 利用者による重度訪問介護の利用希望、または支援関係者による重度訪問介護の必要性の認識（サービス担当者会議の開催等）
- イ 行動援護事業者に依頼し、アセスメントを実施※
- ウ 以降、上記「ア」の③以降に準ずる

##### 【行動援護事業所が行うアセスメントから支援までのプロセス】

#### ①アセスメント

- ・利用者の行動観察と情報収集を基に、障害特性を理解した上で、なぜその行動をとっているか分析し理解する。
- ・上記を通じて、本人が困っていること、本人ができることや強み、本人の特性を把握する。

※アセスメント等のために必要であることがサービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居室内の行動援護の利用が可能です。

## ②支援の計画

- ・本人の困難を軽減したり取り除く支援と本人ができること、強みを活用した支援を組み合わせた具体的なツールの作成や構造化、環境調整などの支援計画を作成する。
- ・支援計画は場面ごと、工程ごとに丁寧に作る必要がある。

## ③支援

- ・支援の方向性は基本に忠実に行うこととし、具体的なツールは当該利用者に個別に合わせて作成することに留意しつつ支援を行うが、支援の内容や利用者の反応等は具体的に記録に残し定期的に再アセスメントする。

※知的・精神障害による行動障害がある者が重度訪問介護を利用する場合で、居室内では落ち着いているが、刺激の強い外出時に行動障害が生じる可能性が高いと予測される場合等に限り、外出時の支援は行動援護、居室内での支援は重度訪問介護といった形での併給が可能です。

### 【アセスメントを行う行動援護事業者】

地域において行動援護事業者の確保が困難な場合で市町村が認める場合は、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことも想定。

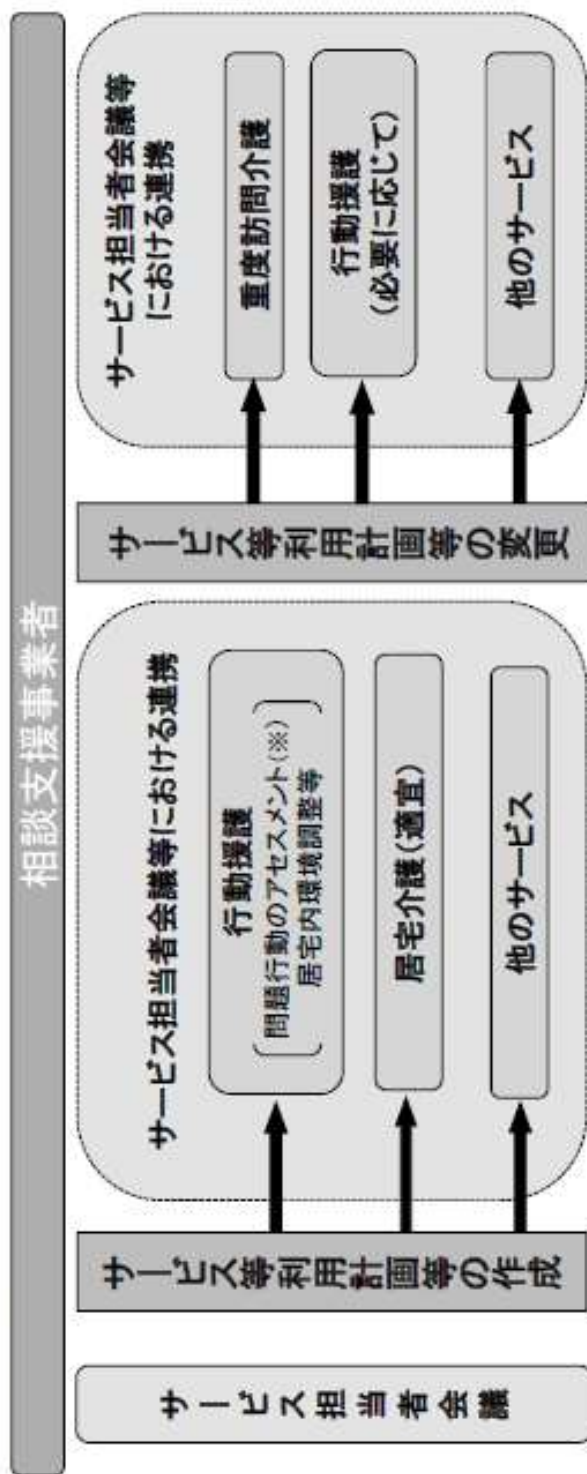
【平成26年3月7日主管課長会議資料より】

## 重度訪問介護の対象拡大後における行動障害を有する者への支援について

行動障害を有する者に対する支援のイメージは、具体的には以下のとおりとなる。

- ・ 相談支援事業者を中心とした連携体制の下で、
- ・ 行動支援事業者等が一定期間、問題行動のアセスメント(※)や居宅内環境調整等を行いつつ、
- ・ 居宅介護や他のサービスによる支援を行いながら、
- ・ サービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進め、
- ・ 支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。

## 支援の流れ(イメージ)

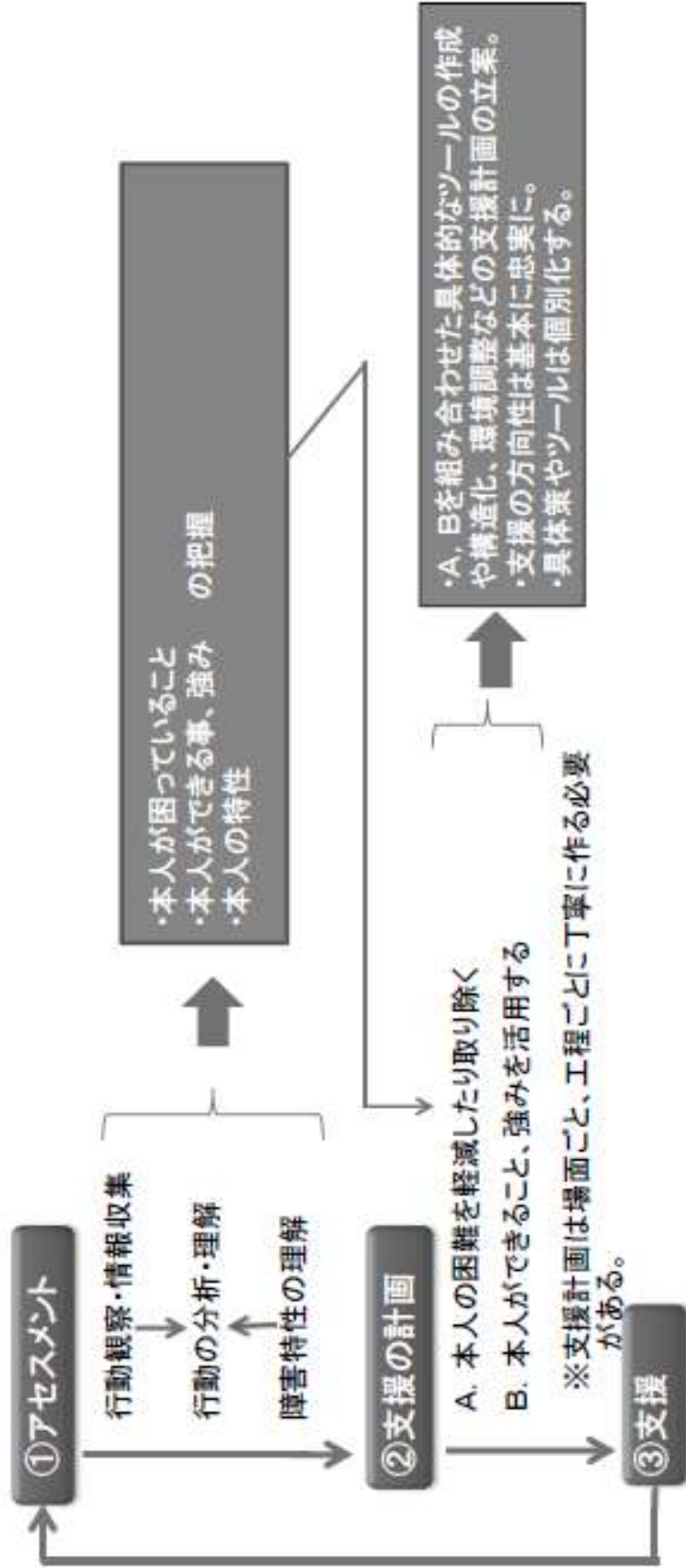


※ 地域において行動支援事業者の確保が困難な場合等であって市町村が認める場合には、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことも想定。

「障害者の地域生活の推進に関する検討会（第7回）」資料より作成

### 行動障害がある者に対するアセスメントから支援までのプロセス

- ・問題行動のアセスメントや居宅内環境調整等については、以下のプロセスにより行う。
- ・この支援計画に基づき、すべての事業者が支援方針や支援方法を共有する。



(関連資料③)



### 3 同行援護

#### (1) サービスの内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。

#### (2) 利用できるサービスの内容

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③ 排泄・食事等の外出先での必要な介護
- ④ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など外出する際の必要な援助

※「身体あり・なし」はあくまでも報酬単価による区別であり、「身体なし」の場合でも身体的な介助が必要であれば行ってください。

#### (3) 同行援護と通院等介助との関係

外出の目的が定期的な通院や官公署のみの場合には、原則、通院等介助を利用します。

#### (4) 利用できる外出内容

##### ① 社会生活上外出が必要不可欠な外出

- ア 市役所・区役所等各種手続、相談等のための外出
- イ 郵便局、銀行等金融機関利用のための外出
- ウ 医療機関への受診、相談のための外出
- エ 入院・入所中あるいは在宅療養中の家族及び知人の見舞いのための外出
- オ その他上記に準じる外出

##### ② 余暇活動等社会参加促進のための外出をする場合

- ア 自治体において開催される催しや大会、研修会などに参加するための外出
- イ 利用者の子どもの学校行事への参加のための外出
- ウ 公的施設利用のための外出
- エ 買物・理美容のための外出
- オ 習い事・サークル活動などのための外出

カ その他上記に準じ社会参加の観点から適当と認められる外出

※散歩（目的地を定めない外出）、宿泊を伴う外出でも利用できます。

#### （５） 利用が認められない外出内容

- ① 通勤、営業活動等経済活動に係る外出
- ② 社会通念上適当でないと認められる外出(例：ギャンブル、飲酒を目的とした外出等)
- ③ 募金、宗教、政治的活動等、特定の利益を目的とする団体活動のための外出  
(ただし、葬式、法事等一般的慣習として行われている行事への外出は利用可)
- ④ 通年かつ長期にわたる外出（例：通園、通学、施設・作業所への通所等）

#### （６） その他

- ① ヘルパーの付き添い中の交通費や施設入場料等（食事代を除く）については、利用者の負担となります。
- ② 自宅以外が起点・終点となる場合（外出先から別の外出先への移動）も、利用が認められます。
- ③ 利用が認められない外出先が移動の起点・終点になる場合や、一連の外出の中で利用が認められない外出先が一箇所でも目的地に含まれる場合は、当該サービス全体が報酬算定の対象となりません。

##### 【例】

病院から施設の送迎バスのバス停に行く場合や、学校から病院に行く場合など。

（通所や通学等を実質的に支援していると考えられるため、対象外となります。）

- ④ 目的地での活動中の時間帯であっても、ヘルパーが実際に介助している時間は報酬算定が可能です。ただし、事故があったときの責任関係など、事前に利用者と話し合っって個別支援計画などではっきりさせておく必要があります。
- ⑤ プールや温泉等施設の管理者がいる場所の利用中は原則報酬算定対象外ですが、食事・排せつ・移動の介助・着替えの介助は報酬算定の対象とします。
- ⑥ スポーツの指導や相手などはガイドヘルパーの本来業務とはならないため、報酬算定の対象としません。

【例】 マラソンの伴走、水泳等をヘルパーと一緒にすること。

- ⑦ 介護者が同伴できないときに利用できるサービスであるため、介護者が運転する車を利用し

た外出は同行援護の報酬算定の対象となりません。

ただし、やむを得ない事情がある時は認められる場合がありますのでご相談ください。

⑧ 通園・通学の介助について同行援護の報酬算定の対象となりません。ただし、保護者の入院等、やむを得ない事情がある時は認められる場合がありますのでご相談ください。

⑨ 入院・入所している方は利用できません。

## 4 行動援護

### (1) サービスの内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障害者等に対して、当該障害者等が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護（予防的対応等）、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、外出前後に行われる衣服の着脱介助など行動する際の必要な援助を行います。具体的には以下の内容が含まれます。

#### ① 予防的対応

- ア 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動をとったりしないよう、あらかじめ行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること
- イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえでの予防的対応等を行うこと など

#### ② 制御的対応

- ア 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に、本人や周囲の人の安全を確保しつつ、行動障害を適切におさめること
- イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること
- ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示したりするなど極端な行動を引き起こす際の対応

#### ③ 身体介護的対応

- ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応
- イ 食事を摂る場合の食事介助
- ウ 入浴及び衣服の着脱介助など

### (2) 利用できる外出内容

#### ① 社会生活上外出が必要不可欠な外出

- ア 市役所・区役所等各種手続、相談等のための外出
- イ 郵便局、銀行等金融機関利用のための外出

- ウ 医療機関への受診、相談のための外出
- エ 入院・入所中あるいは在宅療養中の家族及び知人の見舞いのための外出
- オ その他上記に準じる外出

## ② 余暇活動等社会参加促進のための外出をする場合

- ア 自治体において開催される催しや大会、研修会などに参加するための外出
- イ 利用者の子どもの学校行事への参加のための外出
- ウ 公的施設利用のための外出
- エ 買物・理美容のための外出
- オ 習い事・サークル活動などのための外出
- カ その他上記に準じ社会参加の観点から適当と認められる外出

※散歩（目的地を定めない外出）でも利用できます。

## （３） 利用が認められない外出内容

- ① 通勤、営業活動等経済活動に係る外出
- ② 社会通念上適当でないと認められる外出(例：ギャンブル、飲酒を目的とした外出等)
- ③ 募金、宗教、政治的活動等、特定の利益を目的とする団体活動のための外出  
(ただし、葬式、法事等一般的慣習として行われている行事への外出は利用可)
- ④ 通年かつ長期にわたる外出（例：通園、通学、施設・作業所への通所等）
- ~~⑤ 宿泊を伴う外出~~

## （４） その他

- ① ヘルパーの付き添い中の交通費や施設入場料等（食事代を除く）については、利用者の負担となります。
- ② 自宅以外が起点・終点となる場合（外出先から別の外出先への移動）も、利用が認められます。
- ③ 利用が認められない外出先が移動の起点・終点になる場合や、一連の外出の中で利用が認められない外出先が一箇所でも目的地に含まれる場合は、当該サービス全体が報酬算定の対象となりません。

**【例】**

病院から施設の送迎バスのバス停に行く場合や、学校から病院に行く場合など。

(通所や通学等を実質的に支援していると考えられるため、対象外となります。)

- ④ 目的地での活動中の時間帯であっても、ヘルパーが実際に介助している時間は報酬算定が可能です。ただし、事故があったときの責任関係など、事前に利用者と話し合っ  
て個別支援計画などではっきりさせておく必要があります。
- ⑤ プールや温泉等施設の管理者がいる場所の利用中は原則報酬算定対象外ですが、食事・排せ  
つ・移動の介助・着替えの介助は報酬算定の対象とします。
- ⑥ スポーツの指導や相手などはガイドヘルパーの本来業務とはならないため、報酬算定の対  
象としません。

**【例】** マラソンの伴走、水泳等をヘルパーと一緒にすること。

- ⑦ 介護者が同伴できないときに利用できるサービスであるため、介護者が運転する車を利用し  
た外出は行動援護の報酬算定の対象となりません。  
ただし、やむを得ない事情がある時は認められる場合がありますのでご相談ください。
- ⑧ 通園・通学の介助について行動援護の報酬算定の対象となりません。  
ただし、保護者の入院等、やむを得ない事情がある時は認められる場合がありますのでご相  
談ください。
- ⑨ 入院・入所している方は利用できません。

## 5 二人派遣

次のいずれかに該当する場合に認められます。

- (1) 障害者等の身体的理由により一人の居宅介護従業者による介護が困難である場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他障害状況等から判断して、(1) または (2) に準ずると認められる場合

### 【例】

- ・体重の重い利用者の入浴介助や排泄介助
  - ・ヘルパー一人での介助では激しい痛みが伴ったり骨折の危険性がある場合
- 「厚生労働大臣が定める要件（平成 18 年 9 月 29 日・厚生労働省告示第 546 号）」

- (4) 事業者や利用者との調整やあっせんが事前に必要となります。
- (5) 利用者負担額も通常の 2 倍になりますが、利用者負担上限月額は変わりません。

## 6 利用者とヘルパーの親族関係

同居の家族である利用者に対する居宅介護・重度訪問介護・行動援護等のサービス提供は禁止されています。

別居の家族、親族へのサービス提供については、禁止するとは特に明記されていませんが、家族介護との区別が困難であり、算定対象外のサービスについて行う可能性も高く、事業所のコンプライアンス上の問題もあり極力避けてください。

(問 10)

指定居宅介護事業者は、居宅支援事業者の運営基準省令第 25 条において、従業者にその同居家族である利用者に対して、居宅介護の提供をさせてはならないとされているが、同居以外の家族等については、提供させて良いか。

(答)

省令の趣旨は、同居の家族は、家族として介護しているか、ホームヘルパーとして介護しているかが不明確になることから、家族への派遣を禁止したものである。

別居の家族についても、同様に不明確になることから、この省令の趣旨を踏まえると安易なサービス提供は、適切とはいえないので、事業者との利用計画やサービス提供内容などの契約内容を判断した上で誤解の生じないようにすべきである。

(支援費制度関係 Q & A 集平成 16 年 12 月)

## 7 児童に係る留意事項

### (1) 利用の要件

保護者に対する育児支援ではなく、障害児本人に対する日常生活の支援である、という考えから、居宅介護等の必要性が障害ゆえの状態によるものか、単に年齢によるものなのかが利用の要件のひとつになります。

### (2) 世帯の家事・介護能力

同居家族やきょうだい児の年齢及び心身の状態等から個別に判断します。たとえば、障害児本人と弟がいる場合、健常児であっても世話の大変な双子や年子であるのか、それとも健常児であれば母親が弟の世話に専念できるくらい手のかからない年齢に到達しているのか、によって世帯の家事・介護能力が変わってくる可能性があります。

### (3) 対象児童の身体状況

身体状況のチェックの仕方自体は、障害者の場合と同様です。ただし、「ADL全介助」であっても、乳幼児期であれば障害の有無に関わらず同じような状態であり、実際の支給量が基準時間を下回る決定もありえます。

### (4) サービス利用・サービス提供の可否

#### ① 知的障害児などの、余暇支援・経験拡大・留守番を主目的とした活動

できません。余暇支援や経験拡大、留守番といったニーズは、身体介護でもなく家事援助でもないため、居宅介護等の主目的とはなりません。

#### ② 家事援助の利用

家事援助は、本来その対象者の年齢に照らし合わせ、日常生活を営むのに必要な家事を代行して支援するものです。よって、幼児期の障害児の食事づくりや洗濯は、育児支援にあたるものと考え、原則家事援助での支給決定は出来ません。

本来的に児童が年齢に応じて取得できる生活能力に鑑みて判断してください。

### (5) 保護者不在時の利用

原則は不可ですが、ヘルパーが提供するサービス内容が具体的にあり、保護者がヘルパーに対してサービス提供に関する指示を確実に出せる状態であれば利用可能です。

### (6) 保護者が仕事から帰宅するまでの間の利用

居宅介護等においてヘルパーが入るのは、具体的な身体介護及び家事援助の支援を行うためであり、保護者の就労支援を行うものではありません。そのため、具体的な身体介護等を要する時間においてのみ利用することができます。



## 8 介護保険制度との関係

介護保険制度に障害福祉サービスに相当するサービスがある場合は、介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになります。

しかし、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの(同行援護、行動援護)については、障害福祉サービスが利用できません。

### 【参考】

「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」

(厚生労働部発第 0328002 号 平成 19 年 3 月 28 日)

### 【参考】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）」

第七条 自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護給付、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において行わない。

## 9 厚生労働省Q & A集等

(支援費制度担当課長会議資料平成14年6月14日)

援護の実施者は、「居住地」の市町村(居住地を有する場合)又は「現在地」の市町村(居住地を有しないか、不明の場合)である(身障法第9条、知障法第9条)。

(支援費制度担当課長会議資料平成14年6月14日)

居住地とは、住民票の所在の有無ではなく、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所である。

※ 「居住地」とは、民法第21条(現在は21, 22条)に規定する住所の概念、すなわち生活の本拠と一致するものである。

また、現にその場所に居住していない場合でも、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合は、その場所を「居住地」とする。

※ 「現在地」とは、居住地を有しないか又は明らかでない者が現に所在する場所である。

(支援費制度関係Q & A集 平成14年8月)

(問1)

両親と離れて一人暮らし(会社の寮等)をしている20歳以上の知的障害者が施設訓練等支援や居宅生活支援を利用する場合には、当該障害者の両親が居住するA市ではなく、本人が居住していたB町が援護の実施者となるのか。また、本人の施設入所後に両親が居住地を移動しても、援護の実施者はB町のままなのか。

(答)

本人が居住していたB町が、援護の実施者となる。

また、本人の施設入所後に両親が居住地を移動しても、引き続き、B町が援護の実施者となる。

(問2)

福祉ホームの利用者がデイサービス等の居宅生活支援を利用した場合、福祉ホーム所在地の市町村が援護の実施者となるのか、それとも福祉ホーム入所前に居住していた市町村

(出身世帯の所在地) が援護の実施者となるのか。

(答)

福祉ホーム入居前に居住していた市町村(出身世帯の所在地) が、援護の実施者となる。

(問3)

居住地を有する知的障害者について、福祉事務所の有無に関わらず、その居住地の市町村が援護の実施者になるのか。また、居所不明の知的障害者について、援護施設から知的障害者グループホームへ入居する場合の援護の実施者は、施設入所中に有していた居住地の市町村か、当該グループホームの所在地の市町村か、それともそれ以外の市町村なのか。

(答)

福祉事務所の有無に関わらず、その者の居住地の市町村が、援護の実施者となる。

また、援護施設から知的障害者グループホームへ入居する場合は、施設入所中に有していた居住地の市町村が、援護の実施者となる。

(問9)

保護者である親が老人ホームに入所した場合、援護の実施者はどこになるのか。

(答)

援護の実施者は変更しない。

(問11)

親元から遠く離れたアパート等に下宿して大学に通う身体障害者である学生の場合、援護の実施者はどこになるのか。

(答)

親元から仕送りを受けている場合については、親元の居住地のある市町村が援護の実施者となり、仕送りを受けず、身体障害者が自らの収入で生活をしている場合については、下宿地の所在する市町村が援護の実施者となる。

(問34)

事業者から、サービス提供実績記録票の利用者確認印のない請求があった場合、どのように取り扱うのか。

(答)

履行確認ができない請求に対しては、支援費の支払いをすることはできない。

(支援費制度関係Q&A集 平成15年3月)

(問2)

訪問した際に、利用者が不在で居宅介護サービスが提供できなかった場合、利用者から事前の連絡がなかった場合でも支援費を算定できないか。

(答)

実際にサービスを提供していないことから支援費は算定できない。

(問3)

利用者本人が不在の間に、家事援助等の居宅介護を行った場合に、支援費を算定することはできるか。

(答)

居宅介護サービスはこれまでと同様、家事援助の場合であっても基本サービスとして、本人の健康チェックや相談援助を行うことを含むものであり、本人が不在の場合には、このような基本サービスが提供されないことから、支援費を算定することはできない。

(問4)

支援費の支給決定の単位は30分とされているが、支援費基準は「〇〇分未満」となっているため、その具体的な取扱い如何。

(答)

居宅介護計画において1時間と計画されている場合は、30分以上1時間未満の基準を適用することとなる。

(問5)

利用者宅までの移動に係る時間は支援費として算定することができるか。

(答)

支援費基準の設定に当たっては、移動時間も考慮した基準としていることから、移動時間については支援費を算定することはできない。

(支援費制度関係Q&A集 平成15年6月)

(問12)

平成15年3月27日障発第03270011号障害保健福祉部長通知「居宅介護従業者養成研修等について」の第2の1の(3)に「看護師等」と記載されているが、「等」の中に准看護師も含まれていると考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(支援費制度関係Q&A集 平成15年10月)

(問3)

平成15年6月2日のQ&Aの(問20)で、通院等の介助を行う場合、病院内での待ち時間も支援費の算定対象となると解して差し支えないとされているが、どんな場合でも算定対象となるのか。

(答)

付き添って見守りの援助を行っている場合は対象となる。したがって、単なる待ち時間はサービス提供時間には含まれない。

(支援費制度関係Q&A集 平成17年4月)

(問)

「居宅介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とする。」とされているが、その具体的な内容について

(答)

○ 居宅介護の単価については、所要時間30分未満の身体介護中心型など短時間サービスが高い単価設定になっているが、1日に複数回の短時間の訪問をすることにより、在宅介護のサービス提供体制を強化するために設定されているものである。今回の改正は、単に1回の居宅介護を複数回に切り分けて、高い単価設定を複数回算定するサービスを行うことは適切でなく、居宅介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とすると規定したところ。

○ 当該規定は、通院等のための乗車又は降車の介助には適用しない。

○ なお、概ね2時間以上の間隔をあげずに、サービス提供がなされた場合、それぞれの居宅介護の所要時間を合計して1回の居宅介護として算定されるが、その際の夜間等の加算については、それぞれの居宅介護の所要時間ごとに算定される。

(問)

居宅介護計画に基き、衣類の着脱等外出の準備段階からサービス提供を行い、いざ外出をしようとしたら、利用者が不安定になり、外出できなかった場合、支援費を算定できる

か。

(答)

支援により通常は外出が可能な利用者の行動が通常とは異なり不安定となったため、結果として外出できなかった場合や、外出中に利用者が不安定になったため帰宅し、そのまま利用者が安定するまで危機回避や見守り等を行った場合は、当該支援に要した時間について、算定して差し支えない。

(障害福祉サービスに係るQ&A VOL.2 平成19年5月)

(問)

月の途中で異なる市町村へ転出、転入したときは、負担上限月額及管理及び高額障害福祉サービス費の算定についてどのように取り扱えばよいか。

(答)

市町村間の住所の異動があり、支給決定を行う市町村が異なる場合は、それぞれで、負担上限月額及管理及び高額障害福祉サービス費の算定を行うこととし、同一月の市町村間の調整は行わない。(介護保険と同様の取扱いとなる。)

(問)

児童が17歳から18歳になり、支給決定を受ける者が保護者から本人に変わる際、支給決定を受ける者の変更は誕生日をもって行うのか。(答)

(答)

本来、支給決定を受ける者の変更は18歳の誕生日をもって行うべきであるが、利用者負担がそれぞれに対し発生し、利用者にとって不利になることも考えられるので、運用上、誕生日の属する月の翌月からの変更としても差し支えない。(ただし、誕生日が月の初日の場合は、当月より変更する。)

(障害福祉サービスに係るQ&A VOL.2 平成19年12月)

(問20)

通院等の介助を行う場合において、居宅介護計画上、病院内ヘルパーの支援を要しない時間が2時間以上となる場合、通院介助を2回分として算定してよいか。

(答)

1. 貴見のとおり。

2. また、居宅介護計画上では、病院内のヘルパーの支援を要しない時間が2時間未満であったが、病院が混雑していたなど、やむを得ない事情により2時間以上となる見込みとなった場合には、居宅介護計画を変更し、通院介助を2回分として算定して差し支えない。

(同行援護に係るQ & A 厚生労働省平成23年10月)

(問)

宿泊を伴う利用については、対象として差し支えないか。

(答)

対象として差し支えない。外出については、「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とされているが、例えば、1泊2日の宿泊を伴う利用の場合、2日間を別々に報酬算定することとなる。ただし、就寝中等サービス提供を行っていない時間については、報酬算定されないことに留意されたい。

(問)

サービスの始点・終点については、駅など居宅以外でも差し支えないか。

(答)

居宅以外でも差し支えない。

(平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A 平成24年4月)

(問50)

重度訪問介護における宿泊を伴う外出については、報酬の算定対象として差し支えないか。

(答)

支給決定時間の範囲内であり、社会通念上適当であると市町村が認めた場合、報酬の算定対象として差し支えない。

なお、外出については、「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る」とされているが、例えば、1泊2日の宿泊を伴う利用の場合、2日間を別々に報酬算定することとなる。